南海トラフ地震防災対策推進地域における地震防災の体系

資料１－２

○ 南海トラフ地震防災対策推進地域等の指定があった場合、中央防災会議は南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成するとともに、各防災関係機関は、南海トラフ地震防災に係る各種計画を作成

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画

＜作成主体＞
中央防災会議

南海トラフ地震防災対策推進計画

＜作成主体＞
指定行政機関、指定公共機関
推進地域内の都府県防災会議
推進地域内の市町村防災会議

津波避難対策特別強化地域の指定

津波避難対策緊急事業計画

＜作成主体＞
津波避難対策特別強化地域内の市町村長

南海トラフ地震防災対策計画

＜作成主体＞
百貨店等不特定多数の者が出入りする施設等の管理者・運営者等

【計画事項】

① 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
・・・対象とする地震と対応方向

② 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針
・・・国全体として取り組む防災・減災対策の方針

③ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策
・・・②を踏まえ実施する具体的な施策と政府の実施目標

④ 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針
・・・国全体として取り組む災害応急対策の方針

《国全体の取組》

⑤ 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項
・・・指定公共機関、指定行政機関等が取り組むべき防災・減災対策に係る具体的な施策と実施目標の策定を明記

⑥ 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項
・・・関係施設の管理者・運営者等が取り組むべき具体的な避難対策を明記

①～④を踏まえて計画に記載すべき事項

具体計画
・・・災害応急対策活動の具体的な内容を定めた計画（国）